

地域ぐるみの被害防止活動への支援について

- 農林水産省は、地域ぐるみで行う鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置、生息環境管理等に対して、交付金により支援を行っています。
- 特に、鳥獣の捕獲については、活動に参加された方に対して、捕獲頭数に応じた支援等があります。

鳥獣対策交付金による主な支援の内容

・捕獲頭数に応じた支援

被害防止のために鳥獣の捕獲1頭(羽)ごとに、活動経費の支援を行っています。単価は獣種や処理の方法により上限が定められています。

○ 支援単価 (国:上限単価)

イノシシ・シカ(成獣)	9千円/頭(ジビエ利用の場合) 8千円/頭(焼却処理の場合) 7千円/頭(埋設等の場合)
クマ・サル等(成獣)	8千円/頭
その他獣類	1千円/頭
鳥類	200円/羽

○ このほか、地域によっては、県・市町村での報奨金を上乗せして支援しています。

・捕獲者をサポートする体制整備の支援

地域で協力してわなの見回り等を行う体制整備をする場合が対象です。

・わな等の捕獲機材の導入支援

・侵入防止柵の設置、生息環境管理、イノシシ・シカ等の処理加工施設や焼却施設の整備、ジビエ利活用などに対しても支援

⇒ 地域の対策を総合的に支援します！！